

介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービスA（基準緩和通所サービス及び生きがい通所サービス）
運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人飛騨古川が設置するデイサービスセンターあさぎり（以下、「事業所」という。）において実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め事業所の従業員が要支援状態又は事業対象者に対し、適正な通所サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 通所型サービスの提供にあたって、生きがい通所サービスについては、外出や交流の機会が少なく、閉じこもりがちな状況の改善、不特定多数の場合より、性別・世代・物忘れ・住み慣れた地域等の配慮すべきカテゴリにより交流活動を行うことにより、心身機能の回復を図り、生活機能の維持又は向上をめざすものとする。また、基準緩和通所サービスについては、自宅での入浴ができなくはないが、一人での入浴に不安があり、見守りが必要又は適当な人に安心して入浴できるサービスの提供に努めるものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者の状態を踏まえながら、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持向上をめざすものとする。

4 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービスの事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 デイサービスセンターあさぎり
- （2）所在地 飛騨市古川町杉崎597-1番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤職員 同敷地内他事業所の職員と兼務）
管理者は、従業員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元化に行うとともに、通所型サービスAの実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項に

についての指揮命令を行う。

(2) 介護職員 4名(常勤職員1名、非常勤職員3名)

介護職員は、通所型サービスAの業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、年末年始(12月29日～1月3日)及びお盆(8月13日～15日)を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間

・午前の部：9時30分から11時30分(入浴サービスは午前のみ)

・午後の部：1時30分から午後3時30分までとする。

(通所型サービスAの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、基準緩和通所サービス(入浴サービス)は、1回に10名生きがい通所サービスは、1回に15名以下とする。

(通所型サービスAの内容)

第7条 通所型サービスAの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 入浴サービス(介護保険対象)

(2) サロンの活動

(3) レクリエーション・体操

(4) 集団的な機能訓練

(5) 課外活動

(利用料)

第8条 通所型サービスAを提供する場合の利用料は、次のとおりとする。

(1) 入浴サービス 1人1回350円(入浴対応加算50円含む)

(2) 生きがい通所サービス 1人1回300円

※ いずれも、負担割合証により2割又は3割負担もあり。

(3) その他の費用として、制作活動や課外活動等の材料費は自己負担とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、飛騨市古川町、河合町、宮川町(神岡町を除く)の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、浴槽の水質、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症予防に努めるとともに、発生した場合は、まん延しないように必要な措置を講じるものとする。

3 事業所の従業者は、自身の清潔保持、年1回の健康診断において健康管理に努めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は通所型サービスAの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 通所型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2、利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3、利用者に対する通所型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常事態に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または、火気・消防等についての責任者を差だけ、年1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業者は、従業員の資質向上を図るため定期的に研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。

2、従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3、事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を守る旨を雇用契約の内容とする。

4、事業者は、利用者からの苦情に対する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情に対して迅速に対応する。

5、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人飛騨古川において定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第15条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとする場合は、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を飛騨市に届けなければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所型サービスAを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

説 明 日	平成 年 月 日
利 用 者 名	

飛騨市介護予防・日常生活支援サービス事業

第1号通所事業 通所型サービスA

(基準緩和通所サービス及び生きがい通所サービス)

契約書(兼重要事項説明書)

当事業所は飛騨市の第1号通所事業の指定を受けています。

当事業所はご契約者に対して通所型サービスA(基準緩和通所サービス及び生きがい通所サービス)を提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1. 事業者(法人)の概要

①事業者(法人)の名称	社会福祉法人 飛驒古川
②主たる事務所の所在地	岐阜県飛驒市古川町杉崎 598-1
③代表者(職名・氏名)	理事長 垣内 厚生
④設立年月日	平成 13 年 6 月 22 日
⑤電話番号	0577-73-0088

2. ご利用事業所の概要

①ご利用事業所の名称	デイサービスセンターあさぎり
②サービスの種類	通所型サービス A
③事業所の所在地	岐阜県飛驒市古川町杉崎 597 番地 1
④電話番号	0577-73-0090
⑤指定年月日	平成 28 年 4 月 1 日
⑥事業所番号	2 1 A 3 3 0 0 0 2 0
⑦利用定員	定員 15 人 (入浴は 10 人)
⑧事業の実施地域	飛驒市古川町・宮川町・河合町(神岡町を除く)

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	生活機能低下が認められる閉じこもりがちな高齢者(要支援認定者又は事業対象者)に対し、地域の人と交流の機会をもつことで認知機能の活性化や社会性の広がりを図ります。また、本事業の参加をきっかけとして外出の機会を増やすなど、要介護状態になることを予防し、自立した活動的な生活を送ることが出来るよう支援します。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令、飛驒市告示及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の予防・要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

通所型サービスAは、事業者が設置する事業所(デイサービスセンター)に通っていただき、自宅での入浴は出来なくはないが、一人での入浴に不安があり、見守りが必要又は適当な人の入浴サービス(一般浴)、または集団的な機能訓練を行う基準緩和通所サービスと外出や交流の機会が少なく、閉じこもりがちな状況を改善したい人のサロンの活動、レクリエーション、体操、集団的な機能訓練、課外活動等を行う、生きがい通所サービスです。

5. 営業日時

①営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及びお盆(8月13日から8月15日)を除きます。
②営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
③サービス提供時間	午前9時30分～11時30分(午前の部) ※入浴サービスは午前のみ 午後13時30分～15時30分(午後の部)

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務時間
介護職員	8：30～17：30 9：00～12：00、13：00～16：00 9：00～12：00 13：00～16：00

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者(管理者)は下記の通りです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者 野村 明美
----------	-----------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あな

たからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額です。

サービス名称	基本利用料 (1回)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
基準緩和通所サービス (指定事業) 入浴サービス	300円 50円加算	350円	700円	1,050円
生きがい通所サービス (委託事業)	300円	300円	600円	900円

(その他の費用)

※創作、制作活動の材料費や講師料等の実費分

<利用者負担金等の支払方法>

上記の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日過ぎにご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。振込・振替にかかる手数料は利用者様負担でお願い致します。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月10日過ぎに差し上げます。

① 指定金融機関からの自動引き落とし	ア. 飛驒信用組合 全支店 振替手数料10円 イ. 飛驒農業協同組合(JA) 全支店 振替手数料54円
② 指定口座への振込	ア. 飛驒信用組合 古川支店 普通 口座番号 0789057 イ. 飛驒農業協同組合 古川支店 普通 口座番号 0019542 共通口座名義人 社会福祉法人飛驒古川 理事長 垣内 厚生

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び飛騨市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情の受付について

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口 (担当者)	管理者 野村 明美
受付時間	月曜日から土曜日 8:30～17:30 連絡先 TEL 0577-73-0090 FAX 0577-73-7667

また苦情受付ボックスを設置しております。

(2) 第三者委員による苦情の受付

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進する為、第三者委員を設置していますので、第三者委員の方にもご相談いただけます。

下田 良一	住 所	飛騨市古川町新栄町 6-30
	電話番号	0577-73-5820
田中 賢成	住 所	飛騨市古川町杉崎 1384
	電話番号	0577-73-2769

(3) その他苦情受付機関として

飛騨市役所 市民福祉部	所在地	飛騨市古川町本町 2-22		
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5		
	電話番号	0577-73-7469	F A X	0577-73-7295
岐阜県国民健康保険 団体連合会	所在地	岐阜市下奈良 2-1-1		
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0		
	電話番号	058-273-1111	F A X	058-273-9650
岐阜県社会福祉協議 会	所在地	岐阜市下奈良 2-1-1		
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0		
	電話番号	058-272-1111	F A X	058-275-4858

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用出来なくなったときは、出来る限り早めに当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 喫煙 施設内での喫煙はできません。
- (5) 感染予防

当施設では、感染予防のため施設内の環境整備や衛生面等万全の体勢を整えておりますが、外部からの持ち込みを防ぐため、利用者の方にもインフルエンザ予防接種にご協力ください。

13. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時マニュアルを策定しております。

14. 損害賠償について

事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意または過失が認められる場合には、

損害賠償責任を減じるものとします。

平成 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	岐阜県飛騨市古川町杉崎 597-1
	事業者(法人)名	社会福祉法人 飛騨古川
	代表者職・氏名	理事長 垣内 厚生 印
	説明者職・氏名	管理者 野村 明美 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要項目の説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者

氏 名 _____ 印

住 所 〒 _____

電話番号 _____

代理人及び身元引受人

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

住 所 〒 _____

電話番号 _____